

台東区介護サービス第三者評価受審費用助成の手続きについて

1. 評価機関の選定、見積書の作成依頼

東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関を選定してください。
見積書は消費税内税でも外税でも構いませんが、消費税の金額が分かるように作成してもらってください。消費税を計上した後に、金額を切りの良い金額にするために端数分を減らして調整したりしないでください。

2. 区への申請

契約をする前に、区への申請をしてください。提出書類は下記のとおりです。

- (1) 第三者評価受審費用助成申請書(第1号様式)
- (2) 消費税仕入税額控除確認書(第10号様式)
- (3) 東京都福祉サービス第三者評価機関認証通知書(写し)
- (4) 見積書(写し)

※提出いただいた書類を確認後、区より交付決定通知書をお送りします。

3. 受審費用助成申請書(第1号様式)の作成

申請者は法人代表者様でご記入ください。

『6評価受審に係る費用』は、消費税仕入税額控除確認書(項番4参照)をふまえ、金額をご記入ください。

『7財源内訳』は評価受審に係る費用の2/3を計算し、千円未満を切り捨てた金額を『(台東区助成金)』にご記入ください。残りの金額を『(自己資金)』にご記入ください。

『8助成申請額』には『7財源内訳』の『(台東区助成金)』の金額をご記入ください。

『9評価受審実施予定期間』は区からの交付決定日以降が始期となります(契約日も同様)。

『11受審の結果に係る公表の同意』欄への記入、押印もお願いします。

4. 消費税仕入税額控除確認書(第10号様式)の作成

○消費税の扱いを確認

会計・経理ご担当の方に、確定申告における消費税の扱いがどうなっているかご確認ください。

- (1) 免除事業所
- (2) 簡易課税制度を適用
- (3) 消費税仕入税額控除を行っている

○記入の方法について

(1)「免税事業所」、(2)「簡易課税制度を適用」の事業所の場合

1. 交付申請における消費税の取り扱いについて

助成申請額に消費税を含めていただいて構いません。(②と記入)

2. 項番1で②を選択した理由について
「免税事業所」の場合は②、「簡易課税制度を適用」の場合は③とご記入下さい。
3. 確定申告月について
③「簡易課税制度を適用」の場合は確定申告月をご記入下さい。

(3)「消費税仕入税額控除を行っている」の事業所の場合

1. 交付申請における消費税の取り扱いについて
 - ①消費税額を含めないで申請(①と記入)
 - ②消費税額を含めて申請(②と記入) のどちらかを選択してください。
2. 項番1で②を選択した理由について
1で「②消費税額を含めて申請する」を選択した場合は④とご記入下さい。
3. 確定申告月について
④を選択した場合は、確定申告月をご記入ください。

※消費税仕入税額控除確認書の(助成)申請額からあらかじめ消費税額を除いていただく、返還金や書類の添付がありません。

※消費税額を含めて申請いただいた場合、場合により、後日控除分は返還していただくこととなります。

5. 評価機関との契約、受審

区から交付決定通知書が届いたら、通知書の決定日以降で契約してください。
受審は2月中までには終了できるよう、日程を組んでください。

6. 区への実施報告

受審終了後、下記の書類をご提出いただきます。

- (1)第三者評価受審実績報告書(第6号様式)【交付決定通知書に同封】
『9助成金請求額』は、実施報告時に確定申告が終了し、消費税仕入税額控除が確定している場合は控除分を減額してご記入ください。実施報告時に確定申告が終了していない場合は、場合により、助成交付後に控除分を返還する形となります。
- (2)サービス評価受審契約書(写し)
- (3)評価機関の発する請求書又は領収書(写し)
- (4)サービス評価に関する報告書(写し)
表紙だけでなく、内容のページもコピーをお願いします。
- (5)申請時にご提出いただいた消費税仕入税額控除確認書において、2. ②「免税事業所」を選択している場合、確認書に記載された資料

※提出いただいた書類を確認した後、区より助成金確定通知書をお送りします。

7. 区への助成金請求

助成金確定通知書を受領後、請求書類をご提出いただきます。

- (1)第三者評価受審費用助成金交付請求書(第8号様式)【別途送付】
- (2)支払金口座振替依頼書【別途送付】

※申請者(法人代表者様)と振替口座の名義が異なる場合は委任状が必要となりますので、その際はお申し出ください。

※提出いただいた書類を確認した後、ご指定の口座に助成金をお振込みします。

○認知症対応型共同生活介護のみ

公表用報告書の提出

東京都の様式で、目標達成計画及び自己評価結果のデータのご提出をお願いします。年度末を目途に記載を進めていただきますよう、お願いいたします。第三者評価を行わない年度は、自己評価結果をご提出いただきます。

様式は標準の手法用、サービス項目中心の手法用で異なりますので、受審された手法に従ってご記入ください。

また、一連の流れが、自己評価実施日⇒第三者評価の実施⇒目標達成計画作成日となるはずですので、日にちのご記入にあたってはご注意ください。

○確定申告後の確認が必要な場合

確定申告後の消費税確定申告書等の提出

申請時にご提出いただいた消費税仕入税額控除確認書において、2. ③「簡易課税制度を適用」または、2. ④「仕入税額控除」を選択している場合、確定申告が終了した後に下記の書類をご提出いただきます。

<消費税仕入税額控除確認書で2. ③を選択した場合>

(1)提出された消費税仕入税額控除確認書に記載された資料

<消費税仕入税額控除確認書で2. ④を選択した場合>

(1)消費税仕入税額控除報告書(第11号様式)【交付決定通知書に同封】

確定した助成金に係る消費税仕入控除税額をふまえ、『助成金返還額』をご記入ください。

(2)消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

(3)消費税確定申告書付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(4)消費税の申告により確定した補助金に係る消費税仕入控除税額の内訳を記載した書面(様式任意)

(5)事業実施主体等が消費税法第60条第4項に定める法人等(地方公共団体の特別会計、公共法人、公益法人等又は人格のない社団等)である場合、同項に規定する特定収入割合が確認できる資料

助成金返還額の返金

消費税仕入税額控除報告書に従い、助成金返還額がある場合は返還となります。

※申請書等の様式は区のホームページからダウンロードできます。ご不明の点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

台東区介護保険課事業者担当